

ソーシャルワーカーの「問題経験」を問い直す ——反抑圧実践からみた支援者支援論——

森 香 苗

はじめに

現在、福祉人材確保の観点から、支援者の離職やメンタルヘルスの不調が問題となっている。そうしたなかで、支援者を支援する、支援者支援の必要性が言われてきている(大石2022)。もちろん一口に支援者と言ってもその働く領域や職種は様々であるが、本稿では日本における専門職としてのソーシャルワーカーに焦点を当てる。日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)が2020年に改定した『ソーシャルワーカーの倫理綱領』において、ソーシャルワーカーは、「平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職」と定義されている(JFSW 2020a)。日本では社会福祉士、精神保健福祉士の国家資格が設けられているが、ソーシャルワーカーに対するケアや支援として、倫理綱領で言及されているのは「自己管理」である。2020年改定時に新設された自己管理は、専門職としての倫理責任の一つとなり、「ソーシャルワーカーは、何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、クライアントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める」ことが明文化された(同上)⁽¹⁾。『改定「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の見どころ』では、新設の理由を、「IF〔国際ソーシャルワーカー

連盟(IFSW)〕/IA〔国際ソーシャルワーク教育学校連盟(IASSW)〕の倫理(倫理原則に関するグローバルソーシャルワークの声明)により追記」されたことに加え、「労働者の権利やメンタルヘルスの重要性が社会的に認められている今日、精神労働の領域としてとらえられるソーシャルワーカーが自己管理、セルフメンテナンスを重視することは当然」であると述べられている(JFSW 2020b)。後者の理由に見られるように、ソーシャルワーカーへの自己管理の要請は、労働者全般に対するメンタルヘルス対策の高まりが影響している。

ここでは、日本における労働者のメンタルヘルス対策として代表的なものを取り上げる。まず、2015年に改正された『労働者の心の健康の保持増進のための指針』(2006年策定)においてセルフケアは次のように述べられている。「ストレスの原因となる要因(以下『ストレス要因』という。)は、仕事、職業生活、家庭、地域等に存在している。心の健康づくりは、労働者自身が、ストレスに気づき、これに対処すること(セルフケア)の必要性を認識することが重要」である(厚生労働省 2015)。また、2014年に一部改正された労働安全衛生法では、『労働者の心理的な負荷の程度を把握するための制度(ストレスチェック制度)』が創設され、2015年には『心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業

者が講ずべき措置に関する指針(ストレスチェック指針)』が公表されている。ストレスチェック制度は「定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促すものである(厚生労働省 2019)。厚生労働省はHPにて「チェック実施プログラム」を提供しており、職業性ストレス簡易調査票が掲載されている(厚生労働省 2016)。この調査票を用いて社会福祉士や精神保健福祉士を対象に職業性ストレスに関する調査を行った研究もある(蒲原ほか 2008; 岡田ほか 2009)。

このように、労働者の心の健康を保つためのメンタルヘルス対策として、ストレスマネジメントへの注目が高まるなか、ソーシャルワーカーは、労働者のメンタルヘルスをケアや支援をする専門職として、より一層自己管理が求められている。しかしながら、ソーシャルワーカーのセルフケアの現状について小原真知子が「職能団体と教育現場におけるセルフケアに関する教育プログラムの策定、教育や研修の実施、マニュアル作成、ツール開発、組織・機関に対する啓発を目的とする情報提供など」が課題と指摘するように(小原 2023: 17)、セルフケアが可能な体制が整備されているとは言い難い。さらに、ソーシャルワーカーに対するケアや支援は、自己管理だけではないはずだ。本稿ではソーシャルワーカーに対するケアや支援について支援者支援論で何が言われているのかを考察したうえで、そもそも支援者のストレスに着目することで捉え損なう「問題経験」(草柳 2004)⁽²⁾について反抑圧実践の観点から考察していく。

1. 支援者支援論

(1) 支援者支援の研究

まず、支援者支援の研究において用いられるストレス反応としての「バーンアウト」などに

ついて触れたうえで、ソーシャルワーカーを対象とする先行研究をみていく。

バーンアウト(Burnout)はフロイデンバーガーが1974年に提唱した概念である(Freudenberger 1974)。彼は保健施設に勤務しており、同僚が陥った状態を表現するために当時俗語として「ドラッグ常用者の状態」を意味したバーンアウトを用いた(久保 2007: 55)。バーンアウトについては数多くの様々な定義があるが、「ストレスにより精神エネルギーが枯渇し、自分が苦しむとともに、利用者へのサービス水準が低下すること」を指す(清水ほか編 2002)。バーンアウトを三つの下位尺度、①情緒的消耗、②脱人格化、③個人達成感から定義したものが、マズラックのバーンアウト測定尺度(MBI: Maslach's Burnout Inventory)である。脱人格化の定義である「クライアントに対する無情で、非人間的な対応」からは、バーンアウト概念が不適切な支援をしてしまう心の状態を表していることがわかる。ソーシャルワーカーのバーンアウトを対象とした研究としては、清水隆則らが社会福祉士を対象にMBIに基づいたアンケート調査と、インタビュー調査を実施したものがあ(同上)。

バーンアウトに関連して、対人サービス業の特徴として論じられるのが「感情労働」である。「感情労働」(ホックシールド 1982=2000)とはホックシールドにより提唱された概念で、「公的に観察可能な表情と身体表現を作るために行う感情の管理」と定義される(ホックシールド 1982=2000: 7)。感情管理は、感情規則と実際感じている感情に差が生じた際に行われる。中村裕子はソーシャルワーカーの感情労働の問題点について、社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程のテキストを分析し、次のように考察している。「〔受容〕と〔共感〕の感情ばかりを重視する【感情規則】のままでは、〔表出と感

情の一致]にある『表面的な感情と、心の奥底で感じている感情が一致』をするには無理があり、『相手の強い感情にさらされ』るなどの状況が想定されるソーシャルワーカーの実践に必要な【感情規則】とは乖離して、[情緒の消耗]が生じる(中村 2020: 78)。さらに、共感の方法も感情移入による記述が多く、特に社会福祉士の記述では「バウンダリー」(自他の境界線)の意識が見られなかったという(同上)。また、共感疲労(Compassion Fatigue)という用語についてフィグリーは、「二次的外傷性ストレス」、トラウマを受けた人あるいは苦しんでいる人を支える、支えようとするにより生じるストレスを表すのに適していると述べている(フィグリー 1999=2002)。

近年の研究では、ソーシャルワーカーのストレスマネジメントにかんして、業務の困難性を踏まえたうえで、支援やケアをすることのネガティブな影響だけでなくポジティブなものへの着目がなされている。たとえば松田美智子らは、高齢者介護福祉労働者に焦点を当て、「共感疲労」だけでなく「レジリエンス」(自己回復力)、「ワーク・エンゲージメント」(バーンアウトの対概念であり、働きがいのある状態)に着目し、離職防止のために支援者支援ツールを作りだし、ストレスマネジメントをするよう提唱している(松田 2019)。また、杉山明伸らは、医療ソーシャルワーカーのストレスマネジメントについて、「Sense of Coherence: SOC」(首尾一貫感覚)のスケールなどを手がかりに網羅的に調査研究を行い、仕事を続けるためのストレスマネジメントを具体的に論じている(杉山ら 2020)。

次に、藤岡孝志の支援者支援論と山中達也による「援助者のための援助」実践についてみていく。

(2) 藤岡孝志による「支援者支援論」と山中達也による「援助者のための援助」実践

藤岡孝志は「支援者が支援されてこそ、子ども支援が成り立つ」「子ども支援のためには、支援者支援が必須である」という観点から、支援者支援養育論を提唱している(藤岡 2020: i)。児童養護施設などで暮らす「子どもたちは、支援者の統合感(自分らしく仕事をする等)をもって養育をするという側面を、不適切な養育をしてしまった養育者によって被った、その被虐待、被ネグレクトという特徴により、繰り返し侵食する」(同上: 7)。つまり、「子どもたちの暴言、暴力や、あるいは、目の前で子どもたち同士がけんかをするなどが支援者を侵食していく」のであり、支援者支援の必要性を述べている(同上: 119)。支援者支援の内容として藤岡は、自己チェックリストの活用などの自己による支援、同僚や上司、施設による支えなどの他者による支援などを挙げている。また、藤岡は子どもにチームで関わっていくチームアプローチの重要性と、子どもたちの多様性に応じた支援者の多様性の確保を主張している。

山中達也は、神奈川県川崎市をフィールドに「援助者への援助」という着眼点のもと、援助者のためのサポートシステムの構築をめざした現場実践を積み重ねている。山中は、現状として、ソーシャルワーカーをケアしサポートするシステムはほとんど見当たらず、ソーシャルワーカーが抱いた苦しみの感情を表現できる関係や環境がない、もしくはできたとしても、感情を否定されるなど二重の傷つきが生じうると述べている。そうではなく、ソーシャルワーカーが援助プロセスを通じて感じた苦しみの感情に「目を向け、向き合い、受けとめ、そして人との関係を通して手当していくことこそが、専門職としての成長とともに利用者とのかわりにとって必要」であると山中は主張している(山

中 2005: 131)。取り組みとしてはセルフヘルプグループ「援助者のためのセルフヘルプグループONESTEP」(1995年設立)や、支持的スーパービジョン「特定非営利活動法人援助者のためのスーパービジョンを広める会」(2004年設立)など、さまざまな実践を行っている。

山中や藤岡らは支援者もまた傷つく存在であるというヴァルネラブルな支援者像を描きながら、支援者が自己や他者や集団によって支援される必要性を述べている。

(3)まとめ

先行研究では、支援者が支援を続けていくには支援者が支援される必要があり、その支援内容はセルフケアに限らず、他者や集団、組織によるケアや支援の重要性が述べられていた。支援の場に身を置く支援者をヴァルネラブルな存在とし、他者や集団によるケアや支援を受けながら、傷つきや苦しみから自己回復していくレジリエンスをもった存在とみなしていた。

また、ソーシャルワーカーに特徴的なストレスとして共感が論点となっていた。山中達也のセルフヘルプグループや支持的スーパービジョンなどの実践は、共感や受容の感情規則から外れる感情について、他者との間で表出可能な場であると推察できる。

しかしながら、支援者支援の研究の問題設定の多くが支援者のストレスに着目し、他者や集団、組織によるケアや支援を受けながら、ストレスをマネジメントし、心身の健康を保っていくことに焦点が当てられていた。ソーシャルワーカーは実践上で様々な「問題経験」をするが、それをストレスとみなしマネジメントしていくことが求められるほど、問題はソーシャルワーカーのストレスに焦点化され(問題の個人化)、ソーシャルワークやその存立基盤である社会構造を不問にしてしまうのではないだろう

か⁽³⁾。たとえストレスの社会的要因や、職場環境改善などの対策が主張されていたとしても、支援の遂行のためにソーシャルワーカーのストレスを下げるのが焦点となっている以上、目的である支援そのものを問うことは困難である。二木泉は自身の介護実践を反抑圧実践から振り返り、「社会構造とその抑圧への怒りを、『ストレス』という言葉で表現し、お酒を飲んだり、友人に愚痴ったり、家族に当たったり、カウンセリングやサポートグループに通ったりと、個人的に解消しようとしていた」と述べている(二木 2021: 80)。反抑圧実践が重視する抑圧の観点は社会正義を志向するソーシャルワーク専門職として重要なものであり、「問題経験」が社会構造や様々な権力関係と絡み合っていることを捉え損ねてはならないと考える。

2. 反抑圧実践

反抑圧実践について説明する前に、そもそもソーシャルワークとは何か、倫理綱領にてソーシャルワーク実践の基盤であり実践の拠り所として位置付けられている、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」で何が言われているのか見ていく。

(1)ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

2014年にIFSWとIASSWにより採択された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」では、ソーシャルワークの中核となる任務として「社会変革・社会開発・社会的結束の促進、および人々のエンパワメントと解放」が挙げられている(IFSW & IASSW 2014=2014)。人びとのエンパワメントと解放をめざす実践においては、「人種・階級・言語・宗教・ジェンダー・障害・文化・性的指向などに基づく抑圧や、特権の構造的原因の探求を通して批判的意識を養うこと、そして構造的・個人的障壁の問題に取

り組む行動戦略を立てること」が主要な部分だとしている。また、「社会変革」の任務は「周縁化・社会的排除・抑圧の原因となる構造的条件に挑戦し変革する必要によって突き動かされる」という(同上)。つまり、ソーシャルワークを実践するうえで抑圧の観点は必須であり、個別支援だけでなく社会構造にアプローチすることが求められているのがソーシャルワーカーの特徴であると言えるだろう。こうした定義に影響を与えたのが、反抑圧実践である。

(2) 反抑圧実践とは

反抑圧(ソーシャルワーク)実践(Anti-Oppressive (Social work) Practice: AOP)は80年代末のイギリスに端を発し、90年代から理論化や体系化が進み、2000年代のイギリスやカナダではソーシャルワーク教育の軸となっている(坂本 2021: 13)。反抑圧実践論者であるベインズは抑圧を「ある特定の集団に属していることを理由に、ある個人(または集団)に対して不当な行為が行われたり、政策が制定されたりすること」と定義している(Bains 2007: 3)。こうしたベインズの定義を参照しながら、坂本いづみは、反抑圧実践を、「生活に困っていたり、生きにくさを経験している人たちの状況を、まず当事者の立場から理解し、問題を抑圧という視点で構造的に分析することで、複数のレベルから解決に向けてアプローチする、というソーシャルワーク実践理論と実践法」と定義している(坂本 2021: 13)。そのうえで坂本は反抑圧実践の論説に共通する価値、理念と方向性を次の5つにまとめている。①ひとつの抑圧のかたちだけに焦点を当てて実践をするのではなく、いろいろな抑圧の連鎖、交差性(intersectionality=重り合ったアイデンティティや複合差別に近い概念)に目を配り、問題の分析に役立てること、②ソーシャルワーカー

自身が自分の立ち位置を多方向から捉えること、③問題を経験している当事者(たち)を、エキスパートとして捉え、ソーシャルワーカーは「アライ(ally)」「(横からの支援者、伴走者)として、当事者と協働するなかで問題の解決法を見出していくこと、④当事者ができることに関しては、ソーシャルワーカーは一步引く「アライ」のスタンスで活動すること、⑤新自由主義、管理主義など、構造的な問題がどのように個人・家族・コミュニティ・社会に影響を与えているかを、批判的に分析することである(同上: 14-17)。

また、児島亜紀子と武子愛は、反抑圧実践を「援助専門職と利用者間の権力の偏在を是正し、利用者がおかれている抑圧状態からの解放や、福祉供給プロセスの民主化をめざす、いわばミクロレベルからマクロレベルに至るソーシャルワークの全実践の政治化を志向するアプローチ」と定義している(児島・武子 2023: 1)。さらに、反抑圧実践の特徴は「差異と多様性を重視したミクロな対人援助を行うのと平行して、抑圧構造の変革を指向すること」だという(同上)。児島と武子は、インタビュー調査を実施するにあたり、反抑圧実践の実践を行う際に支援者が注意すべきポイントとして以下の4点を挙げている。「1. 支援者もまた利用者を抑圧する装置の一つとして機能していることと、そのことに対する気づきや省察の徹底、2. 交差性および交差性分析の重要性を認識すること、3. 利用者への介入を最小限に押さえる[ママ] こと、4. 利用者を対等なパートナーと見做し、ともに社会変革を目指すこと」である(児島・武子 2023: 8)。

以上から、反抑圧実践は個別支援のみならず利用者との協働し社会変革に向かうことを志向しており、パワーの不均衡から生じる様々な抑圧を分析し、自身の支援そして支援を成り立たせ

ている構造自体を批判的に省察することを求めていると言える。

交差性については、市川ヴィヴェカが「人を一つのアイデンティティカテゴリー(障害者、性的マイノリティ、高齢者、ひとり親、貧困等)に当てはめずに、複雑なアイデンティティの集合体(障害がありながら一人で子育てをしている社会人学生、低所得の七十代のレズビアン女性等)としてその人のホリスティックな人格や人生経験を総合的に理解するための概念」と定義している(市川 2022: 10)。交差性は「一つの場面や関係性においては差別を受ける側でも、他の状況においては特権をもち、(無意識に)抑圧構造の継続に加担しかねないという危険性を」描き出すという(市川 2022: 15)。

こうした反抑圧実践の観点を導入することが、なぜソーシャルワークを実践していくうえで必要なのか、以下に考察していく。

(3) マーゴリンによるバーンアウトの要因説明

マーゴリンは社会構築主義の観点から、ソーシャルワーカーのバーンアウトの理由を、ひどい労働条件や硬直した官僚制などではなく、ソーシャルワークが内包する二重思考に見出している(マーゴリン 1997=2003)。すなわち、ソーシャルワーク実践が、クライアントに対し権力を行使するものであるにもかかわらず、それと同時に、その権力の行使を否定することを求めているという。クライアントは「本当の自分になり、本当に自分がしたいことをするためには、他人〔ソーシャルワーカー〕の定義や解釈や処方箋を受け入れなければならない」(同上: 280)。クライアントは「自身の抵抗のことばを抑圧して、ソーシャルワーカーの意味と論理を内面化しなければならない」(同上: 295)。一方、ソーシャルワーカーは「何が正しく何が間違っているかを告げる力」が与えられてはい

るが(同上: 287)、権力を行使している事実「懸命に目をつぶっているため、……〔クライアントが〕自身のことばを持っているという可能性を抑圧しなければならない」のである(同上: 295)。

また、マーゴリンはエンパワメントのレトリックが、欠点をマイノリティ・グループのクライアント個人ではなく社会のなかに見出すものの、「ソーシャルワーカーがその活動の対象とする問題、つまり欠陥は相変わらずクライアントのなかに位置付けられて」いると痛烈に批判している(同上: 281)。マーゴリンのソーシャルワーク批判は、支援する一される関係の非対称性からくるソーシャルワーカーのパワーについて見ぬふりをする、仕組みや制度など、社会構造への働きかけが単なる名目となることに警鐘を鳴らしている。次節からはソーシャルワーカーの「問題経験」に、こうした抑圧がどのように絡んでくるのかを具体的に見ていく。

3. 抑圧と密接に絡み合う「問題経験」

(1) ソーシャルワーカーの「問題経験」が利用者への抑圧とその加担に起因する可能性

ソーシャルワーカーは様々な「問題経験」をするが、「問題経験」が利用者の抑圧およびその加担からきている可能性がある。ここではDV被害者支援を例に挙げながら考えていきたい。

野坂洋子は、DVと二次加害(支援者のDV被害者に対する加害)の類似性を分析し、二次加害は支援者個人のミクロレベルのみならず、支援構造などのメゾ・マクロレベルの影響要因があると考察している。後者の影響要因が強いものとして、「外界との交流を規制する」、「携帯電話などの連絡手段を管理する」を挙げている(野坂 2015: 147)。これはDV被害者が一時保護された際に、婦人保護施設で安全のために取

られる措置である。しかしながら、たとえば施設の外出制限が交際相手の外出制限と被るとき、支援の場である施設の規則は被害者にとって抑圧的であり、支援者は望まずにその抑圧に一役を買う存在、“抑圧者”として被害者の前に立ち現れうることを示している。

副田あけみは、クライアントのソーシャルワーカーに対する暴力について、クライアントにとってソーシャルワーカーは社会のメインストリーム(主流)の代表であり、クライアントは暴力を振るうことで抑圧的な社会システムによって奪われたパワーを取り戻し、少しの間、均衡を回復しようとしているとも考えられると述べている(副田・菅野 2022 : 82)。仮にソーシャルワーカーに対し暴力が振るわれなかったとしても、憎しみを全面に出したクライアントを支援していくことは、ソーシャルワーカーにしんどさをもたらすだろう。

このように、ソーシャルワーカーは、クライアントが抑圧されていること、さらに、自身の実践が抑圧に加担していることを意識または感知した場合、実践を続けていくことで「問題経験」が生じるのではないだろうか。ソーシャルワーカーはその職務の特性から、クライアントの「問題経験」だけでなく自身の「問題経験」もまた抑圧の観点から捉えることが求められる。なぜなら、クライアントと関わりを通じて生じたソーシャルワーカーの「問題経験」を抑圧の観点からみることが、協働関係を目指すクライアントに対する抑圧への気づきを手助けするからだ。

(2) ソーシャルワーカーの「問題経験」がソーシャルワーカーへの抑圧に起因する可能性

また、ソーシャルワーカーの実践上の「問題経験」がソーシャルワーカーへの抑圧からきている可能性がある。笠井清登は支援者にかんし

て「専門職集団に守られ、経済的に保障され、専門性で権威づけられたマジョリティであり、被支援者に対して暴力性、抑圧性、搾取性を持ち得る」と述べながらも、「個人の価値観としてやりたい支援があっても、制度の縛り、経営者からの経済的縛り、組織からのルール上の縛り、などでジレンマを抱える」という意味で「支援者は支援構造に抑圧されるマイノリティでもある」と述べている(笠井 2023 : 15)。こうした抑圧に関して、茨木尚子は「組織の論理」と「専門職のミッション」の拮抗状態を突破するために、反抑圧実践をベースに据え、それぞれの立場から声をあげることがソーシャルワーク実践には求められているという(茨木 2020 : 13)。

また、組織との関係のみならず、支援者自身の何らかのアイデンティティカテゴリーと関連した抑圧からきている可能性がある。坂本が述べているように、「ソーシャルワーカーでも、雇用差別や非正規雇用、ジェンダー差別、外国人差別、障害者差別など、いろいろな抑圧を経験していることは多い」(坂本 2021 : 56)。

その意味で、抑圧は相互作用場面では利用者からの場合もありうる。それが暴力・ハラスメントである場合、副田によれば日本のソーシャルワーク教育界では「ソーシャルワーカーに求められている望ましい面接ができなかったからで、ワーカーの力量が問題」という見方が強い(副田・菅野 2022 : 35)。こうした問題の個人化も問うていく必要があるだろう。

また、抑圧の加担者が、他の支援者(同僚や上司など)である場合もあるが、立場や交差性の観点から見れば、様々なパワーの違いが相互作用場面では立ち現れてくる。

なお、反抑圧実践の観点に立てば、ソーシャルワーカーは特定の人びとだけでなく多様な人びとがなりうる(Sakamoto 2007)。仮に、ある

支援者が何らかの 카테고리 成員に対する抑圧的な言動をとったとしよう。支援者の同僚はそのカテゴリの成員であることを表明してはいないが、成員の可能性はある。そうした場合、同僚はその支援者を信頼することが難しくなるのではないか。その意味で、いくら職場で相談しやすい雰囲気や時間があったとしても、抑圧的な言動を無自覚であれとっている場合、相談することは躊躇われる可能性がある。

(3)まとめ

以上、反抑圧実践を手掛かりに、抑圧の視点から捉えられる「問題経験」について考察してきた。ソーシャルワーカーの「問題経験」をストレスとみなし、そのマネジメントを目指すことは、相互作用場面において抑圧への気づきを得る機会や、協働を目指す関係を損なう可能性を孕んでいる。

とはいえ、注意しなければならないのは、反抑圧実践を行うことをソーシャルワーカー個人の努力に求めてしまうことである。反抑圧実践が可能な社会はいかにして可能かが問われなければならないだろう(坂本 2021: 79)。

おわりに

本稿では、第一に、現在ソーシャルワーカーに対するケアや支援として述べられている自己管理では不十分であることを支援者支援論から述べた。支援者支援論では、支援者はヴァルネラブルであり、支援を続けていくにあたり、他者との関係のなかで傷つきを自己回復していくことが必要と言われていた。しかしながら、支援者支援論では、様々な対処がとられながらも、その問題設定の多くがストレスに着目し、ストレスをマネジメントすることで心身の健康を保つことに焦点が当てられていた。支援者の「問題経験」をストレスとし、マネジメントしてい

く方向性は、抑圧と関連する「問題経験」を不可視化させる危険性を孕んでいた。そのため、第二に、ソーシャルワーカーはその職務の特性から、「問題経験」を社会構造や様々な権力関係と切り離さずに、ソーシャルワーク自体をも問うていくことが求められていることを述べた。とはいえ、反抑圧実践の観点から実践していくことは、既存の制度内で与えられた業務の遂行以上のことを求めるものであり、更なる負担になりうる。であるからこそ、問題の所在をソーシャルワーカー個人の努力に求めるべきではないだろう。たとえば、反抑圧実践や社会構造を学び自身の経験から考える機会や、安全に自己の特権性などを知ることができる機会の確保などが望まれる。ソーシャルワークと同様に、ソーシャルワーカーに対するケアや支援もまた、いかなることがソーシャルワーカーをケアし、支援したことになるのかが、社会構造との関連のなかで問われる必要がある。

【注】

(1) 日本社会福祉士会の行動規範では「自己管理」は以下の通りに規定されている。

8. 自己管理

社会福祉士は、自らが個人的・社会的な困難に直面する可能性があることを自覚し、日頃から心身の健康の増進に努めなければならない。

8-1 社会福祉士は、自身の心身の状態が専門的な判断や業務遂行にどのように影響しているかについて、認識しなければならない。

8-2 社会福祉士は、自身が直面する困難が専門的な判断や業務遂行に影響を及ぼす可能性がある場合、クライアントなどに対する支援が適切に継続されるよう、同僚や上司に相談し対応しなければならない。(日本社会福祉士協会 2021)

(2) 「問題経験」とは、「クレーム申し立て活動」を出発点とする構築主義的社会問題研究が取りこぼす人々の経験に着目するために草柳千

早によって創り出された、『『何かおかしい』、不満、不快、疑問、怒り、憤り、悩み、違和感、苛立ち、疲労感、不調、生きづらさ……』(草柳 2004)を指す概念である。「問題経験」は「人びとの相互行為の中で定義され経験可能なものとなる」経験であり(草柳 2004: 34)、「さまざまに名付けられ、原因帰属がなされる」という(草柳 2004: 37)。

- (3) 宮崎理はソーシャルワークの非政治化を二つの異なる次元、①「ソーシャルワークの対象や扱う問題を社会構造の中で分析せず、もっぱら個人に焦点を当てがちであるという対象認識の次元」、②「ソーシャルワークそのものを社会構造のなかで分析せず、抑圧的な実践をしてしまう可能性を想定しないという自己認識の次元」から整理している(宮崎 2018)。ソーシャルワーカーに対するケアや支援の分析については非政治化の二つの次元から示唆を得ている。

【文献】

- Baines, D. ed., 2007, *Doing Anti-Oppressive Practice: Building Transformative Politicized Social Work*, Fernwood Publishing.
- Figley, C. R., 1999, *Compassion Fatigue: Toward a New Understanding of the Costs of Caring*. In Stamm, B. H. Ed, 1999, *Secondary Traumatic Stress: Self-Care Issues for Clinicians, Researchers, & Educators*. Lutherville, Sidran Press. (=小西聖子・金田ユリ子訳, 2003, 「共感疲労——ケアの代償についての新しい理解に向けて」『二次的外傷性ストレス～臨床家、研究者、教育者のためのセルフケアの問題～』誠信書房, 3-28.)
- Freudenberger, H. J., 1974, *Staff burn out*, *Journal of Organizational Behavior*, 10, 179-188.
- 藤岡孝志, 2020, 『支援者支援養育論——子育て支援臨床の再構築』ミネルヴァ書房.
- IFSW & IASSW, 2014, *Global Definition of the Social Work Profession*(=日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門職団体協議会訳2014, 「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」, URL: <https://jfsw.org/definition/global-definition/>, 2023年9月1日閲覧).
- Hochschild, Arlie. R., 1982, *The Managed Heart: Commercialization of Human Feeling*, University of California Press. (=石川准・室伏亜希訳, 2000, 『管理される心—感情が商品になるとき』世界思想社).
- 茨木尚子, 2020, 「支援過程における『組織の論理』と『専門職のミッション』の拮抗が生み出す課題——組織、専門職、当事者はいかに協働すべきか」『ソーシャルワーク実践研究』12: 3-14.
- 市川ヴィヴェカ, 2022, 「なぜ今インターセクショナルリティなのか? ——アイデンティティの交差性が照らしだす社会福祉実践の光と影」『福祉労働』172: 10-21.
- 蒲原龍・志渡晃一・木川幸一ほか, 2008, 「北海道内社会福祉専門職の職務満足度とその関連要因」『社会医学研究』26(1): 25-30.
- 笠井清登, 2023, 「はじめに—こころの支援と社会モデル(TICPOC C-2 コース)とは何か」笠井清登ほか編, 『こころの支援と社会モデル——トラウマインフォームドケア・組織変革・共同創造』金剛出版.
- 児島亜紀子・武子愛, 2023, 「反抑圧ソーシャルワーク実践(反抑圧実践)における交差概念の活用と批判的省察の意義をめぐって」『女性学研究』26: 19-38.
- 厚生労働省, 2015, 「改正 労働者の心の健康の保持増進のための指針」URL: <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/kouji/K151130K0020.pdf>(2023年9月1日閲覧).
- , 2016, 「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラムダウンロードサイト」, URL: <https://stresscheck.mhlw.go.jp/>(2023年9月1日閲覧).
- , 2019, 「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」, URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000346613.pdf>(2023年9月1日閲覧).
- 草柳千早, 2004, 『『あいまいな生きづらさ』と社会——クレイム申し立ての社会学』世界思想社.
- 久保真人, 2007, 「バーンアウト(燃え尽き症候群)——ヒューマンサービス職のストレス」『日本労働研究雑誌』49(1): 54-64.
- Margolin, L., 1997, *Under The Cover of Kindness: The Invention of Social Work*, The University

- Press of Virginia.(=中河伸俊, 上野加代子, 足立佳美訳, 2003, 『ソーシャルワークの社会的構築——優しさの名のもとに』明石書店.)
- 松田美智子・南彩子・北垣智基, 2019, 『高齢者介護福祉従事者のストレスマネジメント——支援者支援の観点にもとづく対人援助職の離職防止とキャリア形成』クリエイツかもがわ.
- 宮崎理, 2018, 「社会的に排除されるものとソーシャルワークの価値」『ソーシャルワーク研究』44(3): 205-212.
- 中村裕子, 2020, 「ソーシャルワーカーの養成課程における感情規則の特徴」『札幌学院大学人文学会紀要』108: 65-81.
- 日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW), 2020a, 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」URL: <https://jfsw.org/code-of-ethics/>(2023年9月1日閲覧).
- , 2020b, 「改定『ソーシャルワーカーの倫理綱領』の見どころ～変更したポイントから」URL: https://jfsw.org/wp-content/uploads/2021/07/Social-Worker-Code-of-Ethics_01.pdf(2023年9月1日閲覧)
- 日本社会福祉士会, 2021, 「社会福祉士の行動規範」URL: <https://jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/documents/kodokihan.pdf>(2023年9月1日閲覧)
- 二木泉, 2021, 「『私』から始まるAOP」坂本いづみ・茨木尚子・竹端寛ほか, 『脱いい子のソーシャルワーク』現代書館, 66-83.
- 野坂洋子, 2015, 「DV被害者支援における二次加害とDVの類似性」『現代福祉研究』15: 141-151.
- 小原真知子, 2023, 「ソーシャルワーカーのセルフケア」『社会福祉研究』146: 10-20.
- 大石智編, 2022, 「『特別企画』誰かをケアする人のケア——支援者支援を支える」『こころの科学』222.
- 岡田栄作・室谷健太・蒲原龍ほか, 2009, 「精神保健福祉士の抑うつとその関連要因」, 『社会医学研究』27(1): 17-24.
- Sakamoto, I., 2007, *A Critical Examination of Immigrant Acculturation: Toward an Anti-Oppressive Social Work Model with Immigrant Adults in a Pluralistic Society*, British Journal of Social Work, 37: 515-535.
- 坂本いづみ, 2021, 「反抑圧的ソーシャルワーク(反抑圧実践)とは何か——概論と方向性」, 坂本いづみ・茨木尚子・竹端寛ほか, 『脱「いい子」のソーシャルワーク——反抑圧的な実践と理論』現代書館, 10-33.
- 清水隆則・田辺毅彦・西尾祐吾編, 2002, 『ソーシャルワーカーにおけるバーンアウト——その実態と対応策』中央法規出版.
- 副田あけみ・菅野花恵, 2022, 『介護職・相談援助職への暴力とハラスメント』勁草書房.
- 杉山明伸・保正友子・猶木博之編, 2020, 『医療ソーシャルワーカーのストレスマネジメント——やりがいをもって仕事をするために』中央法規出版.
- 山中達也, 2005, 「利用者と向き合いながら、PSWとして悩み続けるちから——『援助者への援助』という視点」『日本精神保健福祉士協会誌精神保健福祉』36(2): 131-134.